経済産業省 第2次回答

提家	区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
^{管理番号} 区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
32 A 権譲	その他	る広域的な消費者被害事案に対する	経済産業局が行っている。 域的な消費者被害事薬に 対する事業者のついて、必要 関する事人員・予算を含めめ関 となる人域連合への移譲を求 める。	処分を受けて、付票の区域以外での果務等は継続できる。このにの、月費有け長目から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分でなければ、処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事業について、個別事業の条件の場合、即6年の日押むは不の事業により対して、ロントレースでよるが、連集の	特定商取引に 第68 第68 第69条 第19条 第19条 第19条	経済産業省 内閣府(消 費者庁)	(共同提案) 滋賀県、京	効力が及ぶとされており例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶ	なお、平成22年12月28日の国出先機関の原則廃止に向けた閣議決定では、「出 先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。」とされていることか ら、国出先機関である経済産業局の当該事務が「広域連合の制度上、許容されな	
B 方に 列 54 する緩和 制緩	産業	コージェネレーション 必備に係る緑地 率等の緩和	工場立地法施行規則第4 条の「総地以外の環境施 設」として、コージェネレー ション設備を追加すること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生しを廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるので、省エネ、省CO2に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コジェネのエネルギー効率は約15%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約15%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)の大水ルギー効率は約15%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)の大水ルギー効率は約15%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)の大水ルギー効率は約15%とでは、近畿自然である。大阪県全本水土で一震約量位人家)で成之な日の経済を業省長期エネルギー需約見通し(第)の環の大生の月経済を業者長期エネルギー需約見通し(190億kwH度の)等人促進を図るとしており、コジェネを再生可能エネルギー会も見通し(190億kwH度の)等人促進を図るとしており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(線地以外の環境施設)にコジェネを進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(線地以外の環境施設)にコジェネを進むしたとするものである。「支護等例】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	工場立地法施 行規則第4条	经济産業省	埼玉県	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」については、緑地に類する 施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主 務金令で定めているところである。 コージェネレーション設備については、そもそも工場内に設備する機器装置であ り、また、ガスーピンやガスエンジンなどを使用しているので騒音や振動が発生す るもので扱う、緑地に類するものとは考えられず、また、工場又は事業場の周辺の 生活環境の保持に寄与するものとしても考えられない。 このため、コージェネレーション設備を「緑地以外の環境施設」に追加することは適 当ではないと思われる。	コージェネレーション設備にはガスタービン、ガスエンジン、燃料電池がある。ガスタービン、ガスエンジンは騒音振動が発生するが、パッケージ化することなどによる 低騒音化技術開発が進められている。また、燃料電池は、騒音振動はほとんどしないまた、コージェネレーションは電気上除を供給し、BEO「事業継続計画」対策にも買動するものであることから、総地以外の環境施設の判断基準として掲げられている災害時の遅難場所に成りえる可能性があり、周囲の生活環境の保持に寄与するもってあると考えられる。コージェネレーションは再生可能エネルギーに比べ天候・時間帯に左右されない文定的かつ高効率な設備であり、再生可能エネルギーである太陽光発電施設と同しい、大策電の間に供されるものである。しか、大策配載の事例(関東コージェネレーション協議会からの間取りによる)のように既存の工場では搬入経路が取れないことから、緑地スペースに設置を検討とさるそ何ない場合があり、緑地面積率を確保できないため設置を見送るケースもある「別紙参照)。	i 別紙(事例 イメージ 図)

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
		【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手 挙げ方式による検討を求める。		【地方自治体による処分の効力の拡大について】 特定商取引法上、都道府県知事の処分権限は、当該都道府県の区域内に存在する法違反 について処分するために都道府県の自治事務として認められている。一方、経済産業局の処分 権限は、消費者庁の設置に伴い、特定商取引法の執行を消費者庁が一元的に行うこととされる。 とともに、消費者庁による行政処分等に際し、地方における当該事務に関いて経済産業局が担 うことができるよう、経済産業局長に権限委任されたものである。このため、同法の規定に基づ く都道府県知事の処分の効力が当該都道府県の区域内のみに及ぶとされている一方で、経済 産業局が行う処分等の効力は全国に及ぶとされているところである。 同法の規定に基づく執行事務は、横断的観点からの法の企画立案(消費者保護の観点及び 商取引一般の適正化の観点)と一体でなければならず、消費者庁による行政処分等に際し、経 済産業局と密接に連携して取り組むことが必要である。 なお、ご指摘の間請決定「平成之生 12月28日)は地方分権の一般的な基本方針を示したも のであること。また、地方自治法上、広域連合が行う迎分が一般的に全国に及ぶこととされてい ないことから、同法の規定に基づき経済産業局が行う当該事務を広域連合が行うことが制度上 許容されることまでを認めているものではない。
名古屋市	○ コージェネレーション設備を設置しようとする企業から、工場立地法に基づく届出の際、コージェネレーション設備が「緑地以外の環境施設」に含まれていないことにつき、改正の要望があった。	【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、環境政策の観点から、設備設置促進について検討を行うこと。		環境施設について、工場立地法では、「緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定める(工場立地法第4条第1項)」と定義している。 報地及び環境施設とは、「周辺の地域の生活環境の保持」の観点から整備されるものであるが、特に環境施設については、「周辺の地域の生活環境の保持」の制に寄与するものとしてみた緑地が、特に環境施設については、「周辺の地域の生活環境の保持」であるものとしてみた緑地像地を入しての機能を有していることと生産施設からの距離の確保)とされている。 第地帯としての機能を有していること(生産施設からの距離の確保)とされている。 報地以外の環境施設については、工場立地法施行規則等4条におい、頃水、水流、池その他の体景施胶、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教業文化施胶、雨水浸透施設及び太陽光 発電施設が同窓されている。 これらはいずれも当該条件に適合しているものであるが、コージェネレーション設備は当該条件に適合していないものであると考えられる。

	提案	区分	49 da + T				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
175	A 権限移譲	本 幸 丰	等に係る地域準則 の条例制定権限	工場立地法第4条の2の緑 地面積率等に係る地域準 則の条例制定権関等の都 遠府県から町村への移譲	工場立地法に基づく特定工場の報地面積率等に係る地域準則の条例制定機限については、都道府県から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権限がない。 である場合を除き、町村には権限がない。 のため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援施策を講じることができない状況にある。 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移議を求める。募集で新潟県聖館町からの提案・係るやり取りの際に経済を放す。 なお、昨年の提案募集で新潟県聖館町からの提案・係るやり取りの際に経済産業をおから「条例の定権股を移譲する場合は、併せて必要不可欠とされた経緯を踏まる場合に、「東京、工場立地法に係る事務「届出受理」審査、必要な場合には動告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	条の2、第6条、	経済産業省	全国町村会	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に開議決定された「地域主権戦略大調」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法算(第2次一括法)はおいて、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。また、平成26年の地方が権位本に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲するとの提案があったが、企業立地促進法に基づる基本の関心によいで企業が重要合成と成として工業の地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたところである。今回は全国町村会からの要望であり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきの提案であり、町村における行政規模、行政コスト・行政事を収集の経済またとしての提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとしたい。	提案の実現に向けて、積極的な対応を求める。	
106	A 権限移譲	who will be	係る地域準則の条	工場立地法の緑地面積等 に保る地域準則の場合機関 定権限及び届出等の構版 を都道府県から町村へ移 譲する。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地率面積等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを果に提案したらに、果において変更作業を行い、から終充業実大臣的協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等銀和のための条例が制定できない。こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速法指置を蓄調することが用すでは困難となっている。市と比較すると、スピード窓に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものである。 市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地、出土により場が動き組に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では、基地面積率等の独自設定は不可能となっている。 銀行制度では、工場立地、より、県が町村を力・イーレ・条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である前村の条例制定権の拡大が必要である。	工場立地法第4 条の2、第6条 ~第10条	轻済産業省	栃木県	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に開議決定された「地域主権職務決論」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。また、平成26年の地方が極心事に関する提案募集においては、新潟県聖龍町から条例制定権限を同村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業が重素促進をして工業に助きが位置付けられていれば、町村であつても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたころである。今回は貴県とは別に全国町村会からも要望があり、全ての町村に条例制で産税を制定さるとから、またまなの事業であり、前村における行政規模、行政コスト、行政効率を観点経済えたとこの提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとしたい。	栃木県内では平成26年度に3市が条例を制定するなど、条例制定の動きが広 がっており、県内の町の中でも緑地面積率について地域準則の制定を検討する動きがある。 全国町村会の要望があることから、スピード感を持った対応ができるよう、工場立 地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権等の町村への移譲の早 期実現をお願いしたい。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
伊豆の国市、島根県 大分県	○ 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域創生の観点から地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲が必要と考える。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地率面積等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを町村から県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のたの条例が制定できない。 こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。 なお、県内町村からも、緑地率緩和に向けた要望が寄せられている	【全国知事会】 提楽団体の提案に沿って、緑地面積率等に 係る地域準則の条例制定の主体に町村を追 加するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	 ○ 年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、工場立地法 検討小委員会での議論等、法改正に当たって必要な手続を連やかに開始していただき たい。 ○ 上記手続の進捗状況等について、適宜、事務局に情報提供いただきたい。 	提案の実現に向けた必要な対応について、年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、内閣府とも相談しながら実施することとしたい。
伊豆の国市、島根県 大分県	○ 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域創生の観点から地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲が必要と考える。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条の関い権では法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地率面積等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを町村から県に提楽し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。 こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。なお、県内町村からも、緑地率緩和に向けた要望が寄せられている	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に 係る地域準則の条例制定の主体に町村を追 加するべきである。 【全国市長会】	 ○ 年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、工場立地法 検討小委員会での議論等、法改正に当たって必要な手続を速やかに開始していただき たじ。 ○ 上記手続の進捗状況等について、適宜、事務局に情報提供いただきたい。 	提案の実現に向けた必要な対応について、年末の開議決定及びその後の法改正のスケ ジュールに間に合うよう、内閣府とも相談しながら実施することとしたい。

Г	±.	是案区	分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
P	理番号区	分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
	₂₉₁ 方に する	地対規和〈〉	(農)除	術基準の緩和(緑	都市計画法第33条第1項 第10号に規定する線地帯 その他の緩衝の設計基 準について、工場用地を目 的とする開発法第4条第1 項の規定に関する維設が で、工場立地出開資する維設が を出現ませると表現 を出現ませる。 を出現ませる。 がされている場合は適用を 除外する。	工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計 間法施行令第20条の3たた1、書きや工場立地法人の巻合性を考慮する言を記載し た開発許可制度適用指針はあるが、基本的には、工場立地法の基準を満たして も、都市計画法、土場地帯等の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満済するとで、周辺環境の悪化防止という都市計画法 の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する線地帯等の設計 基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。	33条第1項第10 号、都市計画 施行令第28条 の3、都市計制 法施行規則第 33条の3、工場 23条の3、工場 立地法第4条第	国土交通者案省		模以上確保される場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、 騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿って 内側に一定の幅員以上の経備帯を設置することが必要な場合があるため、一律に 適用腺外とすることは不適当である。 一方、開発下可者者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立 地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が	て 造成しようとする場合に、終地等の配置や規模の基準に関し、工場立地法の基準に統一されることを望むものである。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
鳥取県、いわき市、越谷市、春日井市	〇現在、開発許可による造成を念頭においた新工場の立地が計画されている。周辺に家屋があるため、都市計画法の規定に即した幅員に基づは緩衝帯を配置する必要がある。緩衝帯の面積は工場立地決めを出しても、都市計画法の規定を満たしても、都市計画法の規定を満定できないために、工場立地が防げられるという画画が生じている。工場立地法を特定工場を対象とした特別法として位置いることに美同する。これにより、都市計画法の規定における工場立地法に係る適用除外を設けることに美同する。これにより土地の有効利用が促進される。〇部市計画法第33条第 可導 10号で定められている基準(1hu以上の開発で4m以上の緩衝帯の設置)により、工場立地法の基準より大幅に超えた縁地の設置が必要となり、計画変更を返れ、工房が遅れた事物が遅れた事物が遅れた事物が遅れた事物が遅れた事物が遅れた事物が遅れた。では、中枢の北京の北京地では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回 答において、本基準を適用しないことも可能で ある旨の記載があるが、どのような場合に適 用除外になるのか基準を明確化していただき たい。		開発許可において緩衝帯の設置を求める基準の趣旨は、開発許可の申請段階(用地造成の 前段階)においては、予定建築物の具体的な計画(施設の規模、設置される機械の種類等の具 体的な騒音源、震動潔等)が必ずしも明らかでないことか、あらかじめ騒音、振動等に対する 公害対策のための余地を残しておくという観点によるものである。 一方、工場立地法に基づ任曲は、具体的な工場の整備計画に基づき、着工段階において行 われるものであるため、仮に工場立地法の適用を削損に一律に緩衝帯の設置基準を適用除い 場立地法の適用除外となり、周辺環境の保全のために必要な措置が講じられないといった支 場立地法の適用除外となり、周辺環境の保全のために必要な措置が講じられないといった支 場立地法の適用除外となり、周辺環境の保全のために必要な措置が講じられないといった支 場面帯の設置を基準を適用除いていては、現行の開発計で刺痕適用指針におい て、「開発行為の目的が工場用地とするものである場合には、工場立地法に基づく「工場立地 に関する準則の適用を制能をきたさないように一分形成する必要があることは「開発中可の基準の趣旨は終地帯その他の緩衝帯の配置に関し、同準則を上回って求めている趣旨ではない 定り趣旨は終地帯その他の緩衝帯の配置に関し、同準則を上回って求めている趣旨ではない 定の趣旨は終地帯その他の緩衝帯の配置に関し、同準則を上回って求めている趣旨ではない ことしなどの考え方を閉記しており、前回回答のとおり、開発許可格を表すたりはない 第の題がは保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合 には、本基準を適用しないことも可能である。 上記のような連用指針の趣旨の一層の明確化を図ること等について検討するため、本基準の 連用実態や地方公共団体の意向等を調査する。

提家	区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
^{管理番号} 区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
302 A 権譲	産業振興	企業立地促進法に 基づく基本計画の 協議申請及び企業 立地計画・事業高 度化計画の認証に	指定都市の市域内のみを 対象とする基本計画に戻しては、これまで都道所展中 では、これまで都が通常時 と連名で行って中と独立時 できるようにすることを求め る。 あわせて、事業者が各種 支援措置を受けるために必 要な「企業立地計画」及び 「事業高度化計画」の及び 「事業高度化計画」の表	計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、 磁道府県が実施する事業も終計する必要があるため、都道府県を委員とした地域 産業活性化協議会における協議を経て作成している。協議会の委員に都道府県 がわっていることで、計画策定について都道府県が関与できる機会は確保されている。 また、事業者が同法に基づく各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」ま たは「事業高度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。 しかし、承認事務については都道府県単独で行みれて市町村に情報提供がなされ ないため、県部等所の情報共有について問題がある。 【支障事例】 昨年度末で基本計画の期限が終了するため、新規計画の策定に向けて県と協議 を行ったが、原案の作成から国への協議提出まで約9か月を要した中で、うち相当 の時間を果との事前調整(計画内容の認明、現生当部等への意見無会して費やし	企業立地の促 域業等におる産産が近 におが成財・ が成財・ が成財・ が代替・ を 第4年 を 第5年 を 第6年 を で が が が に お が に が が で が で が で が で が で が で が で が で が	5 経済産業省	千葉市	企業立地促進法に基づく基本計画は、同法第6条第1項により、市町村と都道府 が、これは、企業立地等による産業集積の財成及び活性化を図る上で重要となる 事業規模やインラを値は路、港湾、工業用水道等)、農地転用等の企業立地に 関する諸手続等、事業環の受備について、その多くを制造府県が禁疫(区は関 与)しているためであり、市町村と都道府県が密接な連携と適切な役割分担を図り、 効果的かつ効率的な政策展開を実施していくためにも、基本計画を市町村と都道 府県が共同して作成することが必要である。	推定都市においては、例えば「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備、関する法律(第4次一括法)」(平成26年法律 第51号)にて、都市計画区の整備、開発及び保全の力気(都市計画区域マスター プラン)に関する都市計画の決定権限や、工業用水の採取計可にかかる権限など、産業事務を図る上で重要となる事業についての権限が多く移譲されている。 また、農地転用については第5次一括法により4へクタールを超える農地転用 機会を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている大臣が指定する市町村)に移 験される見込みである。 このように、指定都市においては、都道所果を委員とした地域産業活性(協議 験される見込みである。 また、都道所果の協議においては、都道所果を委員とした地域産業活性(協議 会において、計画内容の両差が得かるよう、都道所県の関係部署と議論がされており、都道府県と知道集団を登場を指している。 また、都道所果と指定都市との密接な連携と適切な役割分担は十分に図られていると言える。 また、都道所果と指定都市との密接な連携と適切な役割分担は十分に図られていると言える。 会と言える。 が開発を開始できるようにすることにより、計画策との迅速化、及び効率化が知知ないると言える。 都市への移譲しより、情報の一元化が図れることから、改めてご検討頂くことをお 願いしたい。	
123 A 権譲	産業振		現在、都道府県が持っている大規模小原出の事務化には関する正的事務化に関する正地を決め特例区域を対象を対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象に対象が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が	同じた区域来で主く同じてのり、効率が高く、近途に進めていて プラい。 同こば、正常00年中に第6種反射を指立し、近途に進めていて プラい。	中心市街地のの では では では では では では では では では では	経済産業省	松山市	する大規模小売店舗が、上述の大店立地法第5条に基づき大規模小売店舗を新設する場合と同様。当該大規模小売店舗が立地する市町村のみたる・近隣市市村の 影響を及ぼすことが想定されるため、大店で地境の法差を保護する観点から特別 区域を定めることのできる主体として都道府県及び政令指定都市を規定していると ころである。 なお、地方分権の観点から、地方自治法第252条の17の2により、都道府県知	大規模小売店舗の新設等の届出については、隣接する市町村に及ぼす交通渋 漂、交通安全、騒音等の影響への配慮が必要と考えるが、市内中心部に位置する 中心市積地での大店立地法の特例区域の指定に関しては、近隣市町村への影響 は想定されないものと考えている。 また、現行は都道解果及び政令指定都市が運用主体となっているが、指定都市 の中には中校市より面積の小さい都市もあるなど、中核市が運用主体となり得ない	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手 挙げ方式による検討を求める 【全国市長会】 提楽団体の意見を十分に尊重されたい。		工場立地法における集積区域設定に当たっては、「国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画又は方針との整合性の確保を図るとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないように十分配慮することや自然環境保全上重要な地域への十分な配慮が必要である。(地域における産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針 第2号(1))としている。特に、自然環境保全主要な地域への十分な配慮については、「自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保置法に規定する所生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、局部の保護及び発揮の適正化に関する法律に規定する主息地等保護区・参迎のおそれのある野生動植物の程の保存に関する法律に規定する主息地等保護区等の環境保全上重要な地域については、集積区域の設定を行かないよう配慮すること。企業立の促進等による地域におけいては、集積区域の設定を行いばいまうの最少など、は、都道府県知事の権限となっているものである。このため、提定都市の区域内における基本計画の表元が出ても、都道府県知事の権限となっているものである。このため、提定都市の区域内における基本計画の表元が自然になるものと考えている。なお、国においては、同途協適の選集化を図る観点から、事前審査・事前協議は原則行わないこととするなどの対応を既に実施(平成27年2月10日 事務連絡)しているところである。
	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手 挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 中核市の現状について十分に確認の上、手 挙げ方式による移譲も含め検討すること。 なお、人員確保・体制整備のための十分かつ 確実な財政措置が必要である。	○ 法律による移譲は、事務処理特例制度とは財政措置、条例制定権限の移譲の可否などの 点で異なるため、法律による移譲を検討いただきたい。 ○ 中心市街地活性化法に規定する特例区域の指定権限について、大規模小売店舗立地法 の事務・権限と分離して移譲することに具体的な支障がないのであれば移譲すさきではない か。 ○ 広汎な地域を鳥敵し、場合によっては複数の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針 が検討等を客観的に行い得る主体」として都道府県・指定都市が権限主体とされているが、中 核市には指定都市より応別な面積を有する市も多数あり、中核市においても近別な地域を制 地方には指定都市より応別なの面積を有する市も多数あり、中核市において、立地店舗が 市地がら一定距離以内の場合に情報提供して対応している指定都市において、立地店舗が 市境から一定距離以の場合に情報提供して対応でしている例もあり、中核市でも同様の運用を することで対応可能なため、中核市まで権限移譲すべきではないか。 ○ 現本 同法の事務・権限について、移議希望を内閣府と経済産業・省とが共同で調査している るが、その結果を踏まえ、中核市への一律核の おが、その結果を踏まえ、中核市への一律核ではたけたぎたい。 その際、提案団体が特に望んでいる中心市街地活性化法上の指定権限の移譲について前向 きに検討いただきたい。	を見ると、以下自足師中と中核中のそれぞれ平均の人店立地数(人店立地総数/ 中数/は2.7倍であり、有意な差があると考えられる。

	提案	区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
324	B 店 地 対 制 緩和 制 緩和	産業振	盆売待业たけロホ	店舗面積当たり日来客数と 自動車分担率について、東京都の特別区内における 、原単位の扱いを、既成市街 地でも適用できるよう、指針	特別完か進まない安全のデークでよっている。 未指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、適用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需要調整的な運用を行うことはもちろん、未指針の趣置から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が傾保されるよう。地域の基準を予め明らかにすることが必要である。」と明記されるも、緩和の基準には「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合」と、区域のみが完されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な多展並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針		轻済産業省	三鷹市	大規模小売店舗立地法(以下、「大店立地法」)は、定量的、一律の規制内容を定め、それを運用すれば足りるスキームではなく、法の運用主体が大規模小売店舗の立地に伴う広域的な生活環境への影響を客観的に評価する必要があるなど、地域の実情に応じ弾力的に判断し、運用していことが必要、大店立地法においては、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、配置者が配慮することが求められている具体的な事項を示すため、指針が定められている。要望頂いている大規模小売店舗の設置者が確保すべき駐車場必要合数については、算出式等を指針の中で売しているが、併せて、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じて、大店立地法の運用行政庁である都証保等において地域の基準を定めて運用することもできることとされている。既に一部の県・市では独自の基準を設けているところ、三面市川において、確保すべき駐車合数の緩和を実現したいのであれば、東京都の基準を設けるように、東京都と拡減とで用きまたい。地域の実情を反映した地域の基準を設けることができることについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行うプロック会とことに、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととしたい。	駐車必要台数の地域基準は策定しないと結論付けられており、本指針の趣旨の反 応に注至っていない。 一方で、東京都では、都市計画区域マスターブランによりゾーンごとの将来像を定 あ、身近な圏域では、交通結節点などを中心に、市街地を集約型の地域構造へ再 編することとしており、大規模小売店舗立地法についても地域の実情を踏まえた運 用が今後ますます必要になるものと思量される。 ついては、各理的ではない負担を設置者に求めることのないよう、また、運用の公 平性・透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにに、本指針の趣旨であ む地域の事情を反映た、連和がより一層図られるよう、国かもも法連用主体に働き	
64	B方する緩和		ガス保安法上の許	される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。 中では、一部では、新型パルク、日本のには、新型パルク、日本のには、新型パルク、日本のになる時間で変ければ、高圧法の許可を受ければ、高圧とのとみなが規定する制度改正を提案する。	[提案理由、規制緩和の必要性] 1月ガスの新型バルクローリは、主に民生バルク貯槽(アバート、飲食店等)に供給されており、この場合、波式はお砂井可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。 一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリは、液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。このため、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたはのとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 [具体的な支障事例] 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20.100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。 【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減	液石法 第37条の4第1 項高压扩入保安法 第15条第1項(又 住第14条第1	経済産業省	富山県	本件(新型バルクローリを使用して充てんする場合)にあっては、高圧法に基づく 許可の要件は、複数の容器を設置している容器置場での充てん作業が想定される ため、液石法の要件と同等ではなく、「液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を 受けたものとかなう」ととはできないが、許可申請に当たり高圧法と液石法とで重複 する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。	重複する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度 軽減されることとなるが、金銭的な負担は軽減されない。 実際の作業において、新型パルクローリかまたんするという行為自体は民生用と 工業用で同じと考えられることから、計可申請の審査基準のうちソフトの基準(充て が作業の基準)の取り扱いを高圧法と同等にするなどしたうえで、手続きを液石法 に1本化することが望ましいのではないかと考える。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		大店立地法の指針において、大規模小売店の立地にあたって確保すべき駐車場の必要台数の算出式等を定めているものの、地域における自動車の需要は様々であり、要望頂いた三鷹市の標に、東京都の特別区ではないが、特別区相当の公共交通の利用があり、駐車場の必要台数について、指針との基準を含てはあったが地域の実情に合わないということもあるため、平成17年の指針改定において、都道府県等による地域基準の策定を認めている。現在10市。明において地域基準分策定・運用されていることが確認されており、地域の実情を反映した法の運用の観点からも、本件については東京都等とも意見交換をしていきたい。
青森県、堺市、熊本県、大分県、栃木県 、高知県		【全国市長会】 提案の趣旨について、十分に検討すること。	○第1次ヒアリングにおいて、「高圧ガス保安法の許可については、液化石油ガス法の許可よりもハード面についてチェック項目が多く、ソフト面の許可も必置となっているため、後者の許可を受けることで前者の許可を受けたこととみなすことは難しい」との御説明があったが、第1次ヒアリングで指摘にたとおり、速に、良生用・工業用両方の許可を受ける一個合には、高圧して解なのから併せて御回さいただきたい。 ○第1次ヒアリングにおいて、「条付書類について液化石油ガス法でつければ高圧ガス保安法の場合に次まいて、「条付書類について液化石油ガス法でつければ高圧ガス保安法の場合には不受とするようなからことや2本申請が出てくることにより地方公共団体が2回審査しなければならない問題は解消よれない。現在、経済産業省の審議会において検討を進めている「規制のスマート化」「規制間の整合化という観点からも、液化石油ガス法と高圧ガス保安法の許可手続を整理・合理化すべきではないか。	そもそも液化石油ガス法の充てん設備として許可申請される「新型パルクローリー」は、一般住宅街でも安全に充てん作業が行えるよう設計された機能が付加されたものであり、工業用として用いることも可能ではあるものの、主として民生用として用いることも可能ではあるものの、主として民生用として用いることを想定しており、まずは、特化石油ガス法では、「新型パルクローリー」について、当該設備の技術基準の他に、特化石油ガス法では、「新型パルクローリー」について、当該設備の技術基準の他に、における配金点を規定しており、液化石油ガス法では規定(例えば、充てん作業中は火気厳禁の構識を掲げることや充てん作業時における配金点を規定しており、液化石油ガススはの中で許可にかからしめていくことが必要であると考えている。また、液化石油ガスでは、液化石油ガス原売事業者に選任を義務付けている「業務主任者」にレデスの販売に係る保安に関し機能移を行わせることとしており(同法第20条第1項)、同法施行規則第2条第9条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の4第1項に提定する充て人設備が、法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されるこそ等がないよう監督することしましたおり、液化石油ガス法の体系の中で許可にかからしめていてことが必要であると考えている。加えて、法連用との責から、自治体によっては液化石油ガス法の経系が系の利用に対していてのよると言うもあり、許可手続の一本化がかえって事務手続きの煩雑化のおそれがあると聞いている。また、自治体によっては事業者が高圧ガス保安法の規制のみに注意を払い、液化石油ガス法に基づく充て人設備の許可申請等に係る手数料収入が減ることを思念するといった声もある。さらに、自治体によっては許可手続の一本化によって、液化石油ガス法に基づく充て人設備の許可申請等に係る手数料収入が減ることを思念するといったが、表に日本が表ととで表を表でるとしても、1本は流付書頻を不要とするなど事務処理を軽減することで審査の簡素化は行えると考えている。

	提案	区分	All objects viz				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等		提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
65	B地対規和	興	高圧ガス保安法に おけるコールドエ が第二種貯蔵所届 出義務の廃止	種製造者」として届け出た「一定規模のコールドエバ ボレータ」については、同法の「第二種貯蔵所」としての 届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載、保存義務を第二種製造	■貯蔵 量 300㎡以上1,000㎡未満 (不活性ガスの場合は300㎡以上3,000㎡未満)	高圧ガス保安法 第5条第2項第1 第17条の2第1 第60条	经济産業省	富山県		里植する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度 軽減されることとなるが、提案に示すコールドエバボレータについては適用される基 準が同じ(貯蔵を含む製造の基準)であることから、手続きを1本化するほうが望ま しいのではないかと考える。	
201	A 権限移譲	消防灾- 劳災全	の許可等に係る事 務・権限(特定製 造事業所等に係る もの)の指定都市	「平成26年の地方からの 提案等に関する対応方針」 (平成27年1月30日郡議決 定)において、日本のでは、日本のは	映物及び毎劇物寺が多数の設備機器に入重に未使されてあり、しかも、てれら設	改正後の高圧力ス保安法第79条 の3	: 经济産業省	指定都市市長会	経済産業省では、高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の指定都市への 権限移譲にあたり、主め傾かいアンケートや産業構造審議会高圧ガス小委員会を 通し、関係自治体や事業者の声を聞きなから頃主に検討を重ねてきた。その結果、 複数の東及び構定都市から(「事業所の) 規模が大きく、父書発生時に指定都市の 区域かへも影響を及ぼす可能性が大きいため、移験すべきでないといった懸念が 明示的に示されたこともあり、昨年末に「代定製造事業所でに係もかを除く。」 との結論に至っている。提案について検討を行うに当たっては、当該懸念が解消さ れた過去が振変化等の事業機能が必要なものと認識。 なお、法令で移譲しない範囲については、地域の実情に応じて地方自治法第252 条の17の2における事務処理特例により個別に移譲することが可能であることか ら、必要に応じて都道府県と相談してほしい。	今回の提案にあたりましては、御指摘の当該懸念に対する対応の可否等について、各指定都市の消防機関による検討を行うとともに、共同提案とすることについての考え方を集制した結果、特定製造事業所等を含めて権限移譲を求めることについて、大利展議はなく合意が成が図られたことから、指定都市市長会による共同提案に至ったものです。 指定都市の河防機関は、これまでも様々な大規模災害に対応しており、行政区域外へも影響を及ぼす可能性がある災害が生じた場合であっても、近隣消防機関は、公家祭漁所援助隊等の連接体制が構築とれていることから、指定都市の消防機関において適切に対処することが可能と考えています。 提案のとおり特定製造事業所等を含めて機関移験を受けることにより、実際に災害規準の活動する消防機関自らが高圧ガス保安法第399余に基づく緊急措置命令を行うことが可能になり、コンピナー・地域における災害禁止時において、これまで以上に公共の安全の維持及び大規模災害の発生の防止に関することになります。 で、このメリンを最大限に活かすためにも無ないたださいと考えております。 なお、経済産業者の回答のとおり、地域の実情に応じて事務処理特例により個別に移議に向けた相談、調整を各府県と行うためには、この間の同番における慎重な財務対容を検索の関係のより、地域の実情に応じて事務処理特例により個別に移議に向けた相談、調整を各府県と行うためには、この間の同番における慎重な財務対容や複数の県等から関いまなけ、またが、は、1000円の同番に対ける慎重なすので、是非、詳細な内容を削救示くださるようお願いいたします。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
青森県、新潟市、熊本県、栃木県、高知県	○提案内容にある通り、「第二種製造者」は、法第60条の帳簿に関する規制はなく、「第二種貯蔵所」には義務化されている。また、「第二種貯蔵所」の技術上の基準は、コールドエバボレータの場合、製造(コールドエバボレータに関する事項)の単用となっており、技術上の基準に違いはない。「第二種製造者」に帳簿の記載・保存を義務化した場合、「第三種財蔵所」の届出を省略(みな人規定等)しても差し支えないと思われる。なお、本市では、当該届出し関して、回面を省略するなど、事業者の負担軽減を図っている。(〇同一事業所において「第二種製造者」及び「第二種貯蔵所」の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と第二種財蔵所の同方について届け出ることは、事業治者にとって手続、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所の記載、保存義務を第二種製造者に集約した。種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを同様に検討する。	【全国市長会】 提案の趣旨について、十分に検討すること。	○「高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を 貯蔵所に求めるとともに」との指摘について、富山県の提案にあるように、「帳簿の 記載・保存義務をす。一種製造者に誤」せば、当該懸念は解消されると思われるため、 みなし規定とすべきではないか。 ○第1次ヒアリングにおいて、「第一種製造者については、製造に係る手続の際に貯 職については付せて確認しているが、第二種製造者については、製造の届出したいでは が別途存在していることに超因しているので、製造を貯蔵の基地で同一の提案が同一の出手 様の別金存在していることに超因しているので、製造と貯蔵の基地で同一の提案を同様 (に、製造に係る手続の際に貯蔵については、みなし規定化をして、第一種製造者と同様 様のコールド・エバボレータについては、みなし規定化をして、第一種製造者と同様 して、製造に係る手続の際に貯蔵についても併せて確認することとすべきではないの り第1次ヒアリングにおいて、「提案は、余りにも限定的な部分についてが措置を求 めるものであり、注述正は関しい」との問題明があったが、例えば提案団体である富 山県によれば、平成15年度以降に設置されたコール・エバボレータのうち、提案の 規模のものは約7割を占めており、65中の基程度)、「限定的すぎる」という主張はま 対応を記述といるのであり、「限定的すぎる」という主張はよ みなす制度化を進めるべきではないか。	・構築の記載、保存については、製造及び貯蔵において異なるリスクがあることから、一定処理 量以上の製造者(第一種製造者)に対して、充強を行う高圧ガスの把機等の項目を求めており、一定貯蔵量以上の貯蔵所(第一種貯蔵所、第二種貯蔵所)に対して、高圧ガスの貯蔵する量の把機等の項目を求めており、一定貯蔵量以上の貯蔵所(第一種貯蔵所)に対して、高圧ガスの貯蔵する重の把機等の項目を求めることが、それを代を安の目的にあった項目を記述させている。第二種製造者には高圧ガスを貯蔵していない事業者もいる中で、第一種製造者の表づた、一体なく、また、第二種製造者の帳簿をもって第二種肝蔵所の帳簿とかなしたり、近に第二種貯蔵所の帳簿とかなしたり、近間ではない。 近に第二種製造者に対して、帳簿の記載・保存を截移づける場合、製造のリスクに対して行事項であることから、適切ではない。では、製造と貯蔵の帳簿に対する目的やその記載事項が選をして、第二種製造者と対して、帳簿の記載・保存を截移づける場合、製造のリスクに対して行事項を必要である。一次にアンボルビータ設置事業者の表がまで表が、合理的の保有リスクを有する事業者として、公共の安全、災害防止の観点から管理するために必要なものであり、該当する規模の一ルドエバボレータ設置事業者のみ第三種貯蔵所の届出を廃止することについては、行政事務や正確なリスクの把機について複雑化する恐れがある。一方、該当する規模のコールドエバボレーラ設置事業者に係る届出の添付書類は重複するため、簡略化する旨の通達改正を行い、合理化を図ることとする。	
		【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手 挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		「当該懸念に対する対応の可否等について、各指定都市の消防機関による検討を行けわれたとのことだが、その内容を御教示頂きたい。 具体的な関心事項としては、昨年6~7月に遺宿県及び指定都市に対するアンケートを実施した際、懸念がある上回告と指定都市が、どのような状況変化とそれに基づく判断で問題ないとの結論を得たのかという点であり、これが国民説明の親点から極めて重要だと考える。経済産業省としては、事務・権限の移譲に関し、公共の安全の確保を維持しつつ実施可能かという点を第一に考えているため、御理修頂きたい。なお、広城的な対応策として連携体制の指案を御説明頂いているが、これは従前からの取組であり、それを前提にアンケート実施当時は「懸念がある」と回答されているものと思料。また、経済産業省における検討内容等については、以下のURLを参照頂きたい。 〇産業構造審議会高圧ガス小委員会(第5回・第6回・第7回) http://www.meti.go.jp/committee/gzi_1/27.html	

提案	案区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分	分		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
B 地 294 する規 割緩和	드타다	動物生態調査用 造隔測定発信器に 係る火薬類取締法 の規制緩和	野生動物対策を効果的に 進めるために、一定豊以下 の火業類を用する動物 生態調を用護原測定条信 器について、無許可謀受の の購入を可能とする。又 は、届出制とする等の取扱 いとする。	【具体的な支障事例】 野生動物調査用に用いられる首輪型の適隔測定発信器は平成24年度の経済産業省で検討を経て、火薬を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。 他方、神楽川県では、通常の有害鳥獣対策では対応が難しい高標高域でシカが高密度で定着し、シカの採食による林床種生の著しい衰退や、種生が消失した場所での土壌流出が深刻化していることか。最終が持つ水流面養機能の農失等、従来の農林業被害を超える社会的リスクが非常に高まっており、クマ等の人里出没等の問題にも影響している可能性がある。こうした状況の下、広域で野生動物の行動を調査することがますます重要になっている「環境者が所管する法律、カイ・ラインを計算をよったがますます重要になっている「環境者が所管する法律、カイ・ラインを計算を表しています。まず、大力・ディンと、は、大力・ディンとでは、大力・ディンと、大力・ディンと、大力・ディンと、大力・ディンと、大力・ディンと、大力・ディンと、大力・ディンと、大力・ディンと、大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大	火薬類取締法 第17条第1項	经济産業省	神奈川県	動物生態調査用遠隔測定発信器は、野生動物の生態調査における有効ツールとして、野生動物被害の社会問題化を背景にその需要が増加してきたため、平成と「年に規則及び告示を改正し、当該発信器の法令上の位置づけを明確化するととに、使用実態を踏まえ、その取扱について目的及び数量を制限した上で火薬庫外所最及び無許可消費を認める等の規制機力を図ったものである。譲渡・譲受については許可制としているが、これは許可申請時にその目的等を確認することで、内蔵された火薬口(私事業をある等の犯罪等を目的とした火薬の入手や使用を防止しているものであり、ひきつづき現行規定のとおり許可制とすることが必要であり、提案にあるような無許可又は届出制の取扱いとすることは困難である。なお、提案団体の実務に関しては、火薬類の課受・譲渡許可については、書類不信等の場合を除いて基本的に標準処理期間(7日間)内に処理されているとともに、貯蔵場所等の問題がなければ前年度実績等を除まえた年間使用見込み量による・原図になっているとは考えにくい。	動物生態調査用遠隔測定発信器については、野生動物の行動域を把握し生態調査を実施するための有効なツールとして、本県においては、自然環境保全センターが平成26年度からシカ・クマへの装着を開始している。 本界でこのよちな新たな業務が開始されてから3年が経過し、当初は火薬類取締法に基づく議役・譲渡の許可を受けるまでに時間を要していたが、年々、運用の改善等等により所要時間が短くなり、平成27年度上半期においては、標準処理期間内に許可を受けられるようになっている。 しかし、ツキノワグマ大量出没等の緊急事態においては、標準処理期間内内に削りの処理では、即時に対応することが困難な場合もあることから、譲受・譲渡を無許可以居出制にすることも視野に入れながら、都道府県等の行政機関が発注する天活表に限っては、環が所有する発信器と使用することを可能とする措置を検討されたい。	
74 在 機線	環衛生	採取計画の認可 ・ 事務等の都道府 ・ 県から市町村への 移譲	県等が所管する砂利採取 法に基づく権限のうち、砂 利採取計画の認可事務等 について、市団について、おき 飲割を適切に担えるよう権限 移譲を求めるもの。	富山県は、南部に北アルブス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け水となり、地表や地中に流れ入ります。このような地理的要因もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境庁(現在の環境省)が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事来歴を有する名水を選定上に昭和0名水百選した「田和0名水百選」にそれぞれ4か所ずつ、合わせて8か所が選ばれています。このような環境のなか、陸砂利採取を地域の実情が勘率されないまま窓可されれば、貴重な地下水脈の受場や、泥水の混入等による砂井原か下線、海洋の汚染等がサブチュ、生活・環境などの面で悪影響が出ることが懸念されます。砂利採取法第30条では、採取券者から砂利採取計画の設可(変更含む)の申請があった時及び採取業者により表すが、本集では前炎上問題がある場合にの自を通報する義勢が課されていますが、本集では前炎上問題がある場合にの自を通報する教育が課されていますが、本集では前炎上問題がある場合にの自を通報する教育が課されていますが、本集では前炎上問題がある場合にのこととができるともれており、その他の理由では県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がないは次です。このような状況のなか、いった人問題が発生してしまえば取り前の環境に戻すことは難しく、市内では、採取の認可が下りた場所が出場では、まれか、コースといる人間が発生していま場合、土が締まっておらず、降雨かよりなどで汚染まれた土壌を使用していた場合、土が締まっておらず、降雨かよりまかまりまります。また、採取した場所を埋め戻す豚、ダイオキシンなどで汚染まれた土壌を使用していた場合、土が締まっておらず、降雨かった時には手遅れである。といった問題が懸念されます。このことから、地域の業情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限の移譲を要望するものです。	砂採可条準条可条項可変第措法項止第の第6%36%等項列率等等係法項可条準条可条項可变第措法項止第0%36%等項列等等等。 「10%36%等第「同項更2位等等)、影響報法入第直%等等等。 「10%36%等第一個。10%36%等項列等等等。 「10%36%等項列等。 「10%36%等可列等。 「10%3	l I	滑川市	本提案は、砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について 市町村への権限移譲を求めるものであるが、各市町村間では事務処理能力等に大 きく差があることから、法による全国一律の権限移譲については慎重に検討すべき である。 滑川市の権限移譲に係る要望については、富山県側に対し地方自治法252条の 170220権限移譲を求めることで達成可能である。また、滑川市が集体的な支障 等例として挙行でいる水質の万濁、汚染土壌による埋め足等については現行の 砂利採取法37条で県知事に対し必要な措置を要請することによって対応可能であ る。	再度、果と事務処理特例条例での移譲に関する協議を予定しており、責省の御回答に対して意見は無い。 ただ、当市では、7月に砂利採取場の埋め戻しで不法投棄事業が判明するなどしており、そうした問題が発生していることを認識いただきたい。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
		【全国市長会】 事実関係について提案団体と十分に確認を 行なうべきである。		火薬類の譲渡・譲受を許可制としている趣旨は、許可申請時にその目的等を確認することで、 内臓された火薬すば偏薬を集める等の犯罪等を目的とした火薬類の不正な入手や使用の未然 防止を図ろうとするものである。このため、動物生態調査用透陽測定発信器についても引きつ づき許可制とすることが必要であり、提案にあるような無許可又は届出制の取扱いとすることは 取録である。 なお、提案団体の実務に関しては、火薬類の譲受・譲渡許可については、前年度実績等を踏 まえた年間使用見込み量による申請も認められていると認識しており、当該発信器について、 あらかじめ野生動物大量出没等の緊急事態を想定した年間使用見込み量により譲受許可を申 請することは可能と考えられる。 また、許可を受けて採り受けた火薬類を、譲受目的の範囲内で転用することは一般的に認め られており、近業の事例の場合、都道庁保等の委託業務の目的(動物の駆逐を目的とする調 査)が、受託者が別に譲受許可を受けて保有する発信器の使用目的(動物の駆逐を目的とする 額)をの発力の下が、受託者が別に譲受許可を受けて保有する発信器の使用目的(動物の駆逐を目的とする 額)をの範囲内であれば、当該発信器を多託業務の用に転用できるものと考えられる。 貴県の 火薬類取締法所管部署に法令の連用解釈についてご確認されたい。
豊橋市		【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏ま え、砂利採取計画の認可(河川管理者に係るものを除く、以下同じ、設可 採取計画の変更の命令、砂利が採取の停止 の命令、砂可の取り消し又は砂利の採取の停 止の命令、砂利採取事業者からの報告の徴 収、砂利採取事業者への立入検査について は、市に権限を移譲するべきである。 【全国市長受 「全国市長力」 ・地域の実情に応じた対応が可能となるよう 手挙げ方式による移譲を求める。		

ı		提案区	☑分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
•	^{会理番号} □	≅分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
	19.	地対規和にお規和	その他	特定計量器(質量 計)定期検査の規 制緩和	特定計量器(質量計)定期 検査周期(2年に1回)の規 制緩和について	【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は 度量衡法を前提とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されてい る。 実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わ なければならない状況である。 平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(ISI)に対する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、即和26年当時とは状況 は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以 は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以 は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以 は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以 は大きく異なっていることから適正計量は以前に比べ確保されているとや、売者の管 理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。 また、平成20年の計量制度検討・小委員会でも製造技術の向上や、適性計量につ いての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査 周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。	計量法第19条1 項計量法第21条1 項	経済産業省	郡山市、太	認)を受けることが可能だが、非自動はかりの場合、計量性能が経年劣化するため、適正な取り又は証明を行うためには定期的に計量制金を確認する必要がある。加えて計量性能の劣化は、使用状況・条件(使用頻度、質量、環境等)によっても異なるため、個々の計量器毎に定期的に確認を行う必要があり、さらには型式水筋後に不正な調整が行うれた非自動はかりを排除するためしも、2年に一度の定期検査を実施している。加えて、国際的な類似の制度においてもはかりの定期検査周期は1~2年程度となっている。また、定期検査の周期の妥当性については、実施主体である都道府県、特定市、指定定期検査機関の不適合率も調査する必要がある。		

<新規共同提案	団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
接和してにいった。 (を) 検査による。 (を) 検査による。 (を) は者を) は、 (を) は者を) は、 (を) は 、 (を) は 、 (を	・構になる特定計量器は196以下に留まっていることから、適正計量は確保され。 このため、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考し、を登していることから、検査個数は1930億、不合格数11億0であるな度が着していると認められることから、規制緩和が必要と考える。 「関が着していると認められることから、規制緩和が必要と考える。 「教育を付金していると認められることから、規制緩和が必要と考える。 「教育を持ている。」といる表も、人間が重ない。 「教育を持ている。」といる表える。 「教育を持ている。」といる表える。 「教育を持ている。」といる表える。 「教育を担ている。」といると考える。 「教育を担ている。」といると考える。 「教育を担ている。」といると考える。 「教育を担ている。」といると考える。 「教育を関すと考える。 「教育を関するとなると、教育に対している。」といると考える。 「教育を関すと考える。 「教育を関すとなると、教育に対している。 「教育を関すると、教育に対している。 「教育を関すると、教育に対している。」といる者から見ても、近年の計量器の信頼性は高まっているように思える。 「教育となると、教育に対している。」といる者から見ても、近年の計量器の信頼性は高まっているように思える。 「教育とは、おいまないない。」といるまないないる。 「教育とないないる」といる。 「教育とないないる。」といるは、「教育を関する。」といることから適正計量は以前に対する。 「教育を持ていることが、所有者の管理意識及び計量器の使用なり、個々の所有者間で表があることが、一定水準以上にあるものが規制緩和の流れには養成する。所有者の管理意識及び計量器の使用取りが、個々の所有者間で表があることが一定水準以上にあるものが規制緩和の流れには養成する。所有者の管理意識及び計量器の使用取りが、個々の所有者間で表があることが一定水準以上にあるものが規制緩和の流れには養成する。所有者の管理意識及び計量器の使用取りが、個々の所有者間で表があることが一定水準以上にあるものが規制機関ので、教育を関係しているものではない、集団を関係しているものではない、集団を関係しているものではない、集団を関係しているものではない、集団を関係しているものではない、、本質を関係を対しませているものではない、本質を表している。 「教育などをはないる」 「教育などをはないる」 「教育などをはないる」 「教育などをはないる」 「教育などをはないる」 「教育などをはないる」 「教育などをはないる」 「教育などをはないる」 「教育などをないる」 「教育などないる」 「教育などをないる」 「教育などをないる」 「教育などをないる」 「教育などをないる」 「教育などをないる」 「教育ないる」 「教育などないる」 「教育などないる」 「教育などないる」 「教育などないる」 「教育ないる」 「教育ない	【全国知事会】 安全確保の観点から見直しに慎重な意見が 多数あり、提案は慎重に検討すべきである。 【全国市長会】 特定計量器の精度維持に資するよう、検討す ること。	検査自体を行っていない国もあるなど、2年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えず、検査期間を延長しても問題ないのではないか。	(1)提案団体・共同提案団体の指摘について 提案団体及び共同提案団体にの方も特定市は3市のみ)は、非自動はかりの使用者の計量 管理意識の向上の理由により、定期検査の不合格率は概ね1%程度にまで低下してきていると 指摘しているが、8月19日付けの当省の回答のとおり、平成5年以降、不合格率は概ね1%程度で推移しており顕著な変化はない。 計量管理意識の向上については、これは国、地方自治体、計量関係機関・団体、メーカー等を 通して、今後も引き続き努めていくべきものであり、定期検査の周期の延長とは別の議論であ る。また、本件について、全国知事会から「見直しに慎重な意見が多数あり、提案は慎重に検討 ずべき」、全国市長会から「特定計量器の精度維持に資するよう、検討すること」という意見が提 出されているように、常に適正な計量の実施を確保することは自治体にとつても極めて重要と考 えられているとこに冒意すべきである。 (2)提案募集検計専門委員からの主な再検討の視点について 計量器に関する国際機関として国際法定計量機関(OIML)があり、国際的な計量器の技術基 を定定でいる。各国はその基準を遵守する義務があり、そのため必要な検査の周期は各国 が判断することとしている。御指摘のとおり、定期検査の周期自体は国際基準で定められてい ないが、主要を国とも、周期を1~2年に投資しているのが現状である。例えば、独において は、日本と同様に2年の周期で、初期検定と定期検査を統計上区別していないが、不合格率は 1~2%程度となっている。 したかって、正確計量が担保されているか、消費者等の不利益がないかなどの視点を欠いた まま、「2年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えない」という理由のみで、「検査期間を延長しても問題ない」という結論を出すのは合理性を欠く。(別紙あり)

提	案区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
B 地交 カラに交 対 を緩和 制 緩和	対 産業見 興	振 特級基準分銅の明 版 検査証長 間の延長	基準器検査規則第21条の 二のハにより、有効期間が 3年に定められています。 級基準分解の有効期間と 同様、5年と緩和していただ きたい。	· 経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は	基準器検査規 則第21条の二	经济産業省	岐阜市	の事自動はかりの定期検査において基準となる分類である。 分類は、その使用頻度によるが質量が徐々に遠かすることが知られており、1 級進率分割よりもその終容類悪(公差)が1.73以内と極めて高い精度が求められることか、18基準分割よりもその終容類悪(公差)が1.73以内と極めて高い精度が求められることから、18基準分割と同じ有効期間(6年)とするのは適切ではない。また、同程度の分割の校正周期は、日本の民間の校正制度である計量トレーサビリティ(JOSS)制度においては3年2年と、18本間においては1-2年としていることから、現在の3年は更当である。さらに、分割は、古がら金属の境であり、技術進歩や使用頻度によって、その有効期間の延長の可否を検討する類のものではなく、3 なお、基準器(特級基準分割)については、すべての特定市において必ずしも保 しなければならないものではないため、提案市において特級基準分割の使用頻度 が少なく、使用頻度に比して輸送コメトの負担感が生じているということであれば、 東も含めた周辺自治体による基準器検査の個力 休憩を検討することも、ま、	岐阜市が所有する特級基準分銅は、平成12年度に購入したものであるが、例えば、20kgの場合、購入から現在までの約15年間で、計4回の基準器検査を受検したが、過去の成績書に占記載されているとおり、すべての検査項目において器差は0であった。 貴省の1次回答のとおり、特級基準分銅については、極めて高い精度を維持したが、後の大きないのであるが、使用頻度、環境条件、保管方法等が適切であれば、本市の事例のように長期間、正確に精度を保っことは可能である。また。誘外組をの世級については、貴省の回答に配載されているように各国において制度が異なるため単純に比較できるものではなく、法の目的である精度の維持が遺成されるのであれば、現行の3年とする必要はないとも考えられる。期間経過により質量の誤差が生じる可能性よりも、むしろ、特級基準分飼が輸送、期間経過により質量の誤差が生じる可能性よりも、むしろ、特級基準分飼が輸送基準経験査期間を5年に緩和していただきたい。なお、最近自治体による基準器検査期間を5年に緩和していただきたい。なお、最近自治体による基準器検査が関係のであっても映りは必要があり、費用負担に係る支障以外の支障(損傷等のリスクなど)は解消されない。	÷

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
- 参年帝(行称参年万卿) 快宜を受快りるにのの制达負用、快宜州间、制达による政使リヘク 第44年間 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		めの輸送に係るコストやリスクが増大していることに留意すべき。) 〇 第 1 次回答において、「提案市において特級基準分銅については、すべての特定 市において必ずしも保有しなければないものではない」との指摘があったが、質量標 準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行うためには、上位の特	(1)提案団体・共同提案団体の見解について 提案市は「過去4回特級基準分解の基準器検査に合格した」と指摘しているが、特級基準分解的は非自動はかりの定期検査制度の根幹をなすものであり、本来、合格することが当然なものである。 提案市・共同提案団体は管理・保管方法等が適正であれば基準器検査の周期を延長しても良いのではないかと指摘している。しかし、特級基準分解は数重し管理・保管方法の軽重に基立があってはならないから、管理・保管方法の軽重に基準をある。はならず、自分体ごとにその程度に軽重があってはならないから。管理・保管方法の軽重に基準素件金の周別・差異を設けることはできない。 提案市・共同提案団体は輸送による指像12人の可能性を指摘しているが、特級基準分解を譲渡が28度、監防や12度を動かと関策を動なとで質量の値が変動することは考えにくく、受取側の産総研において、損傷リスクは殆ど考えられないと評価している。 (2)提案募集検討専門受員からの主な再検討の視点について、損傷リスクは殆ど考えられないと評価している。 (2)提案募集検討専門受員からの主な再検討の視点について、損傷リスクは殆ど考えられないと評価している。 (2)提案募集検討専門受員からの主な再検討の自主検査を行うためには、上位の特級基準分網を保有する必要がある)との指摘について、特定市は、自ら特級基準分網を保有し、自主検査をする義務はなく、都道府県の対して、当該特定市が保有する実用基準分網の利度確認を加すしました。 「特級基準分網に誤差が生じても、その影響がいさいという指摘についてはその趣質が、実明基準分網の利度確認といては、その影響がいさいという目はならない、現まを対解していてはその趣質が、実明を対解していてはその趣質が、実明を対解していてはその趣質が、実別を対解していてはまるもの、都に特定市は都に対して、中間では、手動がよりのと解検を直接を担ていていてはての機を関係しては、手動がよりに対していていていていている。専門委員には、手動がよりの定解検査制度の根幹としておらな、実別は対解しないで、特定者の基準器検査の周期を使用頻度によって分けるべきという見解であるならは、非自動はいて、特定市の基準器検査の周期を使用頻度によって分けるべきという見解であるならは、非自動はいて、特定市の基準器検査の周期を使用頻度によって分けるべきという見解であるならは、非自動はからでは、非自動はかりの定期検査制度の根幹としておらず、そもぞも使用頻度で分けるようなことは考えられない。(別紙あり)

提到	区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
107 A 權限移跡	産興業	The state of the s	規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業	栃木県においては中小企業支援の中核的な役割を担う(公財) 栃木県産業振興センターが事業を受託しているが、当該センターどはろず支援拠点」の2つの総合的支援窓口があることや、地方公共団体の関与がないため、地域で実施している各種技援事業と連動した効果的・効率的な遠営ができていない。	中小企業・小規本業者の支援 ・小規本業者の支援 ・事業公募要領			本事業は、全国に約386万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの機関が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていない・ケースがあったため、十分な経営相談が受けられない地域等を結果として生じさせないよう、が地域の経営指統機能の強化を図っていくこは国の責務と考え、経営支援図にしるブ支援拠点と整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないよう適切な評価や管理を行っている。市面村等の各種支援機関の土の連携については、全国本部による研修等を通じ、拠点が都道府県・市町村の施賃港については、全国本部による研修等を通じ、拠点が都道府県・市町村の施賃港にして、生産・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	国のよろず支援拠点設置の趣旨や、県・市町や支援機関と連携しながら地域の経営支援体制を強化するものだということについては十分理解している。その上で、よろす支援拠点がその機能を十分に発揮し、地域の支援機関と連携しながら効果的に中心企業・小規模事業者支援を行うにためには、全国画・的な道用を行う会ではなく、コーディネーター等を対象とした研修会等を国が実施するなどして支援レベルを一定以上に保ちながら、県が、地域の実情に応じ、県等の支援策とも連動させ、長期的な視点に立って連用等を行う必要がある。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
化海道、神奈川県、岐 皇県	○ 中小企業支援センターに配置されている相談員とよるず支援拠点のコーディネーターは、業務が認められておらず、両者の情報の共有化が課題となっている(相談者にとっては、支援センター、国のよろず支援拠点の区別は、重要な問題ではない)。 ○ 現が中小企業支援センターに設置する「ウンム・アイ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点の区別がかれていることで、どちらにどのような相談をできかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている。また、県か中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用されているため、支援業務が非効率と受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用されているため、支援業務が非効率と受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用されているという。 ○ (制度な正の必要性) 県が従来より実施の必要性 (制度のよりでは、東方、県が地への必要性) 県が従来より実施する「総合相談窓口等のワンストップ総合支援」と国の「よろず支援拠点事業」といった類似事業が、同一自治体内で別々に存在することから、事業の棲み分けが不明確で、実験率となっている。 「支障事例] 県が設置する「モノブくリコーディネーター」と国が設置する「ようず支援拠点」の相談窓口が1 「文庫の解決策」 国は、各自治体が実施する中小企業ワンストップ総合支援を強化するため、財源および側面から支援を行い策。 「政策を持ていまり、第一次、第一次、第一次、第一次、第一次、第一次、第一次、第一次、第一次、第一次	【全国知事会】 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支 提は、都道府県の関与を強化して地域の実情 を適切に反映するとともに、都道府県が実施 する事業と適切に連携することによって、より 効果を上げることができる。また、都道府県が 実がまっな中小企業・小規模事業市フンストップ総合支援に係る事業の創出に関する事業 との連携を図り効果を最大阪に免権する観点 から問題があるため、自由度をできるだけ高		よろず支援拠点は、①売上拡大や資金繰り等、既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの構成」、③「的確な支援機関等の紹介」等を地域の支援機関・自治体等と連携しながら実施している。これら機能は、これまで中小企業支援センターや商工会、商工会護所等の地域の支援機関は行われていなかった機能であり、当該支援機関では対応できない相談を受け付け、中小企業が抱える経営課題の解決を図るなど、補先機能を担うものである。また、よろず支援拠点を国本部による全国レベルでの各拠点の工夫した取組や事例を共有る研修や、全国本部事門家による各地のの定期的なサポートなどを実施することによって、全国一体によろす支援拠点の機能強化を図ることが可能となっている。加えて、全国レベルで人材を募集し、本事業のモデルとなっている。で、日本のでは、からな、地方で、全国のよろで、大型一体となり、一般では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型

	提案	区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
294	2 A 権譲	産業振	企業者ワンストッ	県が行っている中小企業支 接事業の更なる強化を図る ため、国が実施している中 小企業支援事業(よなず支 接触点事業)の移譲又は 国・県で協調した事業の実 施を求める。		中小企業・小規ス 様事・デンス ト・事業 公募要領	経済産業省 (中小企業	神奈川県	し、それぞれの窓口に相談にきた案件の相互紹介や情報、問題認識の共有に取り 銀むこととしている。 さらに、都道府県の実施する事業との遺携については、、都道府県と連携協定を 結べているコンピニへのよろず支援拠点のチラン等の設置や、部店所県で認定して いる経営革新計画承認企業のうち、伸び悩んでいる企業リストのよろず支援拠点へ の共布など、拠点毎に様々な連携に取り組んでいる企業リストのようず支援拠点へ 全国本部による研修等を通じて、ころいった連携して支援を行っている取組事例を	る。 しかし、質の面で一定の水準を確保していく取組は、都道府県の実施する事業と連携して進めることが効果的であることから、一律に進めるべきではない。 本界では、中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろす支 援拠点に配置している「コーディネーター」について、関東経済産業局の指導に基づ き、同様の業務を行っているにもかかわらす別々に任用しているため、支援業務が	2

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
北海道、栃木県、岐阜 県	○ 中小企業支援センターに配置されている相談員とよろず支援拠点のコーディネーターは、兼務が認められておらず、両者の情報の共有化が課題となっている(相談者にとっては、道の支援センター、国のよろず支援拠点の区別は、重安の問題ではない)。 ○【制度改正の必要性】 ・ 果の様の場合で、「東京の中で、「東京ので、「東京で、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京	【全国知事会】 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支 提は、都道府県の関与を強化して地域の実情 を適切に反映するとともに、都道府県が実施 する事業と適切に連携することはよって、より 効果を上げることができる、都道府県が実施 さる中小企業・小規模事業者ワンストップ総 合支援に係る事業の創出に関する事業との 関題があるため、自由度をできるだけ高めた 上で、都道府県を美施主体にするか、都道府 果に交付すること。		よろず支援拠点は、①売上拡大や資金繰り等、既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③『り確な支援機関等の紹介」等を地域の支援機関・自治体等と進携しながら実施している。これ、機能は、これまで中小企業支援センターや商工会、商工会議所等の地域の支援機関では行われていなかった機能であり、当該支援機関では対応できない相談を受け付け、中小企業が抱える経営課題の解決を図るなど、補完機能を担うものである。また。よろず支援機成を国本部による全国レベルでの各地点の工夫した取組や事例を共有する研修や、全国本部専門家による各拠点への定期的なサポートなどを実施することにまして、大会国によるす支援機会の機能強化を図ることが可能となっている。加えて、全国レベルで人材を募集し、本事業のモデルとなっている「も近め小出センター長や板橋区立企業活性とフラーは、大会が支援機会に優れた人材を配置することが可能となっている。かまて、全国のようで支援機会に優れた人材を配置することが可能となっている。こうしたよるす支援機会の影響に対し、中一サールで場合と変かでいたが、よろずごを指してから、実施と行っているため、およるす支援機会のサービスに満足では手厚い支援を受けた」といった手の上の指数できるようになった」といった意見が寄せられ、満足度、ユーザーアケーへの回答数に占財が応さず、またがおらず、ずっと一人で製品化を進めていか、よろず、日間に相談できる人がおらず、ずっと一人で製品化を進めていか、よろす、日間に相談できるようになった」とし、つき数の割合した約58%となっており、またの高くのでは、対しているが表現を表現しているが関係されていることなる。カボス・本事業を表慮している中心を介えた。ことである。そのため、本事業を創造所規に移管することはフェーザー及び支援機関の不利益につながあることなる。となる、本事業は公募を通じて実施機関を選定している。

提案	区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
B 地 方に対 183 する緩和 制緩和		「利益率減少」の 追加等及び指定業 種の見直し	し、地域の維持・発展を図 るため、円安による原材料 の高騰等にも対応するよ う、認定要件に「利益率減 少」を加えるとともに、とりれ け事業基盤が比較的脆弱 ない規模企業については、 認定要件の更なる緩和を求 める。)ならではのものづくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や絹 人絹織物業(西陣織)等が指定から除外され、資金繰りに窮するなど、衰退の危機 にさらされている事業者もある。 (※企業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686	中小企業信用 果保險法第2条第 5項第5号 特者認定 要領4 (5)	经济産業省	京都市	中小企業・小規模事業者の資金繰りの確保に当たっては、経営改善を合わせて実現していべとが極めて重要である。こうした認識の下、本年2月に成立した平成26年度補正予算では、公的金融機関における貸付制度や保証制度の拡充を実施したとう。 具体的には、日本政策金融公庫及び商工中金において、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来たす事業者等に対して、経営支援を含む手限に資金繰り支援を行っている。 また、同補正予算では、各地の信用保証協会が、地域金融機関と連携した経営支援の環境を一層強化するともに、経営力強化保証等による借後保証を推進することで、経営支援と一体となった資金繰り支援を行っている。 また、同補正予算では、各地の信用保証協会が、地域金融機関と連携した経営支援の取組を予算では、各地の信用保証協会が成功を化している業種を指定し、当該業程に関する事業者が民間金融機関から融資を受ける際に、融資銀面の100%を信用保証協会が促証する制度である。 この100%保証は、民間金融機関から融資を受ける際に、融資銀面0100%を信用 存企業の経営状況の把握や、経営状況が悪化してきた事業者への経営支援と一体となった融資への取組が行われにくいという側面があり、要件を拡大することに表しまなた。 対し、長い目で見て本当に中心企業・小規模事業者の支援になるのかといった問題もある。 また、セーフティネット保証5号については、以前は半年に一度であった指定業種の見直とを昨年から四半期に一度としており、業況が悪化している業種についてより迅速に指定することで、きめ細かな資金繰り支援に万全を期しているところ。	等うるか、本本的には、其り元止来の転益へ次の北極や極直み広がか比したよう。 事業者への最富支援と一株となった融資への取組がきちんと行われるよう。実際に 貸付けを行う民間金融機関へのサポートも含か、徹底を図るべきである。 なお、本市が採集した内容のうち、指定業権の見直しについては、見直し期間を 短線してきめ棚かな支援を行っている。との回答をいただいたが、要件に利益率減 かを加えること。及び小規模事業者について要件を緩和すること、についての責省 の見解が明確に示されていない。 本市の提案理由にあるように、売上高の減少に歯止めがかかっている、又は持ち 直しているものの、円安による原材料(原油等以外も含む。)の高騰や人件費の増 加等の影響で、利益率が極化している中小企業もかなないと考えられること。ま	
270 A 權線	産業振	小規模支援法に基 づく経営発達支援 計画の認定、変更 等に係る経済産業 大臣権限の都道 府県への移譲	商工会議所による小規模 事業者の支援に関する法 律)に基づき (1)商工会・商工会議所が 作成する「経営発達支援計 画」に関する認定・公表、変 更、取り消しの権限を都道 府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者 援法に基づく伴走型支援に	【提案の経緯・事情変更】 ・小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の地方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施業を展開しているところであるが、平成と6年9月に施行された改正小規模支援法院を展開しているこうしたも総合なるでは、経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道を指令している。こうした世組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を大さない相談の加大なども懸念される。 (支障事例等) 経営発達支援計画の認定産者は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行われているが、書面審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を影知しているとは必ずしも考えない。第1回認定作業が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27年6月末においても認定時期が明確に示されていない。また商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング間違告等を支援する、小規模事業推進対策推進事業における「改正小規支援法」基金ブ(特定型支援・関する補助」については、未だその詳細が示されていない状況である「効果・必要性」各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準によりが収め実情を踏まる「認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準によりが関西の観音が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映た支援計画の策定が可能となる。各部道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準によりが可能となる。各部道府県が地域の実情を踏まるとなく、より地域の特性や実情を反映た支援計画の策定が可能となる。	小規模支援法 第5、6条 検条 で改善支援を でなる では で で で で で を で で で で で で で で で り 模 模 に り で り で り で り で り で し て り で し て し に し に し に し に し に し に し に に に に に	庁)	兵實府办県城連 県、京都 和関合 本 は は は は は は は は は は は は は	いる。 このため、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能 な普遍性、他地域の情報も踏まえつつ高い効果が見込めるか等のモデル性を問う よのであるため、今間めた情報を基に同な統立のに対するまる。20 表があし、独特さ	現在は制度の創成期であり、全国レベルでのモデル性を重視した統一的な審査 基準に基づいた認定となっているが、本計画を全国の商工会・商工会議所に展開・ 普及させていくには、地域の特性や実情に応じた対応がより重要になると考える。 そのため、本計画の認定、変更等の権限は各都道府県に移譲すべきである。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
山形市、神奈川県、 岡県 浜仏市、島根 県、宮崎県、沖縄県	○ 同様に、売上高の減少に歯止めがかかってる傾向にあるものの、原材料等の高騰により利益にはつながっていないため、以前として経営は厳しい状況である。 そのような状況の中、指定乗極勢も減少しているため、セーフティネット保証(5号)の認定を受けることが難しくなっている。 ○ 指定対象業種に該当しないために適用を断念したケース(主に金融機関からの電話問合せが複数件あった。また、資材や入件費の高騰により利益率が悪化しているとの声が建設業間と当るなる。 ○ 異なる複数の業種を営んでいる事業所からの申請について、全体の売上高では「前年同期比5%以上減少を達成しているが、全体の売上高に対する指定業種の減少額の割合となると基準にまで到達せず、結果として認定を受けられない事例が多く見受けられる。また。同じ商品を取り扱っていても前売業が指定されている一方、小売業は対象外といったケースも多く素種リストの見直しの必要性を感じている。 ○ 景気は、緩やがに回域しているものの、日本銀行横浜支店「企業短期経済観測観査結果(2015年6月)によれば、当方制度融資の利用の約3割を占める建設業では、売上は増加する・一方で、経済制造は赤字となっており、厳しい状況にある。 こりに表状を踏まえ、設定要件に利益率減少を追加する提案に賛同する。 ○ 【文障事例】 指定業種数が減少しているため、また、時期についても四半期に1度と早まっているため、認定を受けるために主たる業種を変更している事例もある。 ○ 国への重点要望として、同様の要型を実施 便選(内容) 依然として厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りに支障を来さないように、セーフティーネット保証5号の対象業種や対象要件を拡充するなど金融セーフティーネットの機能維持に万全を拠すこと。 ○ 民間企業と合同で実施した企業動向アンケート調査によると、割り売業で、円安による社入価格の上昇等により実況が悪化したと関本化を実施	【全国知事会】 経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5 号の認定要件や業種指定の随時見直し、日本放棄金融公庫のセーフティネット貸付の政 扱期間の温度、金融機関に対する指導強化 により、金融のセーフティネットに万全を期す べきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。		利益率基準については、利益率の減少が売上高等の減少によって生じているのであれば現行の基準においても対象となる。また、原油・石油製品等の価格高騰によって利益率の減少が生しているのであれば、原材料価格高騰に係る認定基準で対応可能である。一方、利益率の減少が必ずしも業種の構造不況によるものであるということが困難であるものと認識。なお、現下のデフルの経済状況を踏まえ、影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、売上高基準については緩和措置(10%減少一5%減少)を実施しているところ。また、小規模事業者については、現状においても、セーフティネット保証とは別に、融資額の100%を保証する制度(特別小口保険にかかる保証、小口零細企業保証)を用意している。
-	○ 国による認定作業に時間を要しているため、認定された商工会等はもとより、認定とならなかった商工会等ともの後の対応を検討する時期が遅くなるため支障が生じているところ。国の認定作業の過程で、動道庁県に総関係されているが、その期限が1週間程度と大変短く、個々の計画に対する意見を付すことに困難が生じた(申請件数は32件)。	【全国知事会】 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づ終警条連支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県如事が実施できるよう検討を進めることから、国により認確立したうえて、都道府県知事が実施できるよう検討を進めることが会議所できるよう検討を追いる。ことを登発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる部工会・商工会・商工会はいて対応するなど、都治原県の実施する経営改善普多事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。【全国市長号】 「提案団体の意見を十分に尊重されたい		提案団体の見解のとおり、経営発達支援計画の認定は、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能な普遍性、他地域の情報も踏まえつつ高い効果が見込めるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行う必要があり、移譲することはできない。 文庫事例の、最日は、具体的な支障が不明確であるが、2点目の意見照金の期間について、第2回認定以降は、期間を2~3週間に大幅に延長する予定である。全国知事をからの意見について、そもそ終営条連支援事業は、経営改善普及事業の一部として商工会及び商工会議所が実施する事業であり、事務局体制が損なわれることはないものと認識している。

	提案	区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
293 S	A 権 長移譲	産業振	中小企業再生支 援に関する事務の 移譲等	果が、創業から再生まで、 企業の成長段階に応じた 一貫に支援を主体的に実 施するため、国が行ってい る中小企業再生支援事業 の移譲文に収。関与の拡 大を求める。	接センダー職員には一切開示かされず、県及び県文接センダーは主体的に文接に	產業競争力強 化法第127条、 第128条	経済産業省 (中小企業 庁)		り、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債	再生支援業務は、支援先企業の情報に限らず、支援業務の情報についても秘匿性が高く、支援機関の間での情報共有の仕組みが充分確保されていないため、総合的かつ一貫した支援の実質的な実施は、困難であると考えている。金融検査した皮援の実質的な実施は、困難であると考えている。金融を会した支援の実質的な実施は、困難であると考えている。金融ををしたで連用を行う必要性は理解できるが、そのことと、都道府県が関与する範囲を極めて限度的にして連用することは、必ずしも適齢するものではないと考える国が整備したマニアルに基づいて、都道府県が系統金融機関(農業協同組合等)の監督・人権を査実施している例がある。機権放棄に関しては、これまで提案募集方式において、「適正な手続きがあれば地方自治体としても対応せざるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がない」との主張がなされているところである。そこで、これのことを踏ま、中小企業の事業再生に必要な取扱いを維持した上で、都道府県がより主体的に再生支援業務にまで関与できる仕組みの構築について、再考慮いたい。	
313 <mark>M</mark>	A 権譲	産業振興	創業支援事業計画の設定権限の 部直府県への移 譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支 に一下・地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的 に示えるよう次のとおり提 案する。 の主義を援事業計画の 移進、第二創業に支付 事業の支援・第二創業促進付 第一次、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、	に、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度 からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業	第113条、114 条、137条3項 創業·第二創業 促進補助金	総務省・経済産業省			創業支援については、創業支援事業計画の策定主体である市町村に十分なノウ 小りがない場合が多く、市町村により近、部道庁県に認定を機関があれば、より市町 村と連携して、都道府県の施策とも関連付けた効果的な創業支援を行うことができ ものと考えている。 2. 創業・第二創業促進補助金 着川県では創業支援を受けた事業者などを対象に、支援後のフォローアップにも 取り組んでいるが、平成26年度補正予算から地方事務局が廃止され、申請受付窓 田等が民間を集に一本化されたことで、創業者の情報を得る機会が減少し、フォ ロー等が民間を集に一本化されたことで、創業者の情報を得る機会が減少し、フォ ローアップにも支障が生じている。 創業、第二割業促進補助金の移譲を受けることにより、創業から創業後のフォロー	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	 ○ 再生支援協議会が有する再生支援先企業の情報は開示されておらず、主体的な支援ができない状況にある。 	【全国知事会】 中小企業再生への支援は、都道府県の関与 を強化して地域の実情を適切に反映するとせ もに、都道所県が実施する事業と適切に連携 することによって、より効果を上げることができ る。都道府東公東海大阪に に関する事業との連携を図り効果を最大限に に関する事業との連携を図り効果を最大限に を揮する観点から問題があたか、自由度を できるだけ高めた上で、都道府県を実施主体 にするか、都道府県に交付すること。		そもそも再生支援業務に係る情報は、その情報が外部に漏れることで風評被害等により、事業者の事業再生等の可能性が低下しないよう厳重に管理するべきものであり、権限移譲の話とは別議論と認識しているところ。ちなみに、再生支援協議会では、相談企業との窓口相談対応の解表、再生支援協議会い外の支援機関での支援が適当と判断される場合には、相談企業の了解のもと、関係支援機関への申し送りが出来る旨、再生支援協議会事業の実施基本要領上で規定している。また、地方公共団体の中には、認定支援機関と連携をとりながら、統括責任者の人選に関わるなど、相互に選携しながら再生支援業務に関与できる仕組みはすでに整備されていると認識。なお、再生支援業務の実施において、地域によって中小企業が満足に再生支援を受けられるところであり、地方公共団体が主体的に再生支援業務に関与できる仕組みはすでに整備されていると認識。なお、再生支援素務の実施において、地域によって中小企業が満足に再生支援を受けられないで、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1
神奈川県、東温市	○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は常少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は由予義局が面談等していた。) (② (創業支援事業者の関わりが一部地定されているが、助元での支援機関での相談・指導や込まれ、創業計画の改善や創業をの持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局(下事)や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問し面談していた)	【全国知事会】 中小企業の新たな事業の創出への支援は、 都道府県の関与を強化して地域の実情を適 切に反映するとともに、都道府県が実施する 事業と強切に連携することによって、より効果 を上げることができる。都道府県が実施する との連携を図り効果を最大級に免解する専業 との連携を図り効果を最大級に免解する観点 から問題があるため、創業支援事業計画の服 のたけ高めたしたで、都道府県に移線へ がいるとか、創業支援事業計画の服 が、日間を都道府県に移線、創業支援事業計画の が、指数を上で、都道府県にないては自由度をでき るだけ高めたして、都道府県にない、 都道府県に交付すること。	○ 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「開騰決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことについて、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、開催(御説明いただきたい。 の創業補助金について、第1次ヒアリングではおいて「地方事務局を置けるかどうかというのはこの場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきという。「地方事務局を置けるかどうかというのはこの場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきという。」とある場合を開始を対していただされ。 の創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないということにスタ無理があると思われるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県、移譲するべきではないか、の創業相助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、特色の創業者間か会予業編成型程において、同補助金を関生関連する対象大とおり、大きの創業者間の制度運用状況を可能を収録した。 しま文好権、地方分権、地方自治の観点の多様に関連する対応方針1(平成27年1月30日附護決定における「現存のの年後について、第1次ヒアリングにおける「現存の年の地方からの提案等に関する対応方針1(平成27年1月30日附護決定しまける「現存の年の地方からの提案等に関する対応方針1(平成27年1月30日附護決定しまける「現存の年の地方からの提案等に関する対応方針1(平成27年1月30日附護決定しまける「現存の年の単位を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月間議決定)の内容に従い対応していく。 〈「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」〉 ① 創業支援事業計画の設定(119条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県の創業支援事業計画の設定(119条1項)については、当該計画の第定及び実施に資するため、都道府県の創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国象目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度沖組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を譲ずる。 ② 創業等に要する経費に対する補助、地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。 ① 訓念等に要する経費に対する補助、地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。 ① 記ついては、26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の設定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付総行政10号))②については、38年の制度が組みを含めた検証を来年1月から3月に実施予定。 ③ こついては、38年、現実要求中の平成28年度予算事業において、地域審査会を設置し、都道府県が関与する方法を検討しているところ。

	提案	区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
5	A 權線	產業振	事務・権限の都追	経済産業局等が行っている 創業支援に関する事務・権 限を都道府県へ移譲し、集 中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市団村等と啓接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に起えば、ワンストップでより効果の、効率的に行える。制業支援については、国と都道府県が七木ぞれ創業者等、の支援事業を展開しており、奥型的な二重行設となっている。未果では、創業支援の取租として平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに2.235社、元の12行えば、こうした創業支援の新建支援を指定して2.235社、元の12行えば、こうした創業を対のかれている創業支援を指定までに2.235社、元の15行えば、こうした創業を対の分かれている創業支援を部門に対したの記業実施を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を指定までは、この指助金を利用に対して済金確保するために国側の手続の窓口に出向かなければなないことが二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業、ペンチャー支援センター埼玉等とは集なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。創業、第二期条促進補助金(1424~25は地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、25年度までは各部道府県ことにその関係機関等が地域事務局を終めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になって、都道府県との関係が希薄化している。	経済产業省組 資子 報刊等 第二郎 任 生 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	省、経済産業省(中小	埼玉県	ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第2創業促進補助金」については、「平成20年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月間議決定)の内容に従い対応している。 (「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」) ①創業支援事業計画の認定(13条1項)については、当該計画の策定及び実施に関するがため、都道所県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道所集の関係機関が創業支援事業計画の認定中語等の合金之を平成20年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に多して必要な措置を譲ずる。 ②創業を実生要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国本部所展の会とが表現を対する補助で地域需要創造型起業・創業促進補助金)に一ついては、国本部所展のと記述の構造を講する。	・回答では、「『平成26年の地方からの提案に関する対応方針」〈平成27年1月閣議決定〉の内容に使い対応していく。」とあるが、現時点では一部の措置しかなされておらず、具体的な内容が分からない状況である。 ・①については、「都道府県に創業支援事業者として参画できることを通知する」とともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを通知する」とされているが、地方分権の観点から権理移物を変せを訪えていると「空解いただきたい。 ・②については、検証状況及び必要な措置の具体的内容について早期に示していただきたい。なお、措置の内容を検討するに当たっては、権限移譲が実現する方向で検討をお願いしたい。 ・③については、「都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにする」とさまっている。といては、「都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにする」ときまってのような特別を明まれているだけであり、地域審査会は設置されていない。今後、どのような形で実また、このような補助事業については、「都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に受けつきる制度とすることが必要である。」と提案したところである。平成26年の地方からの提案に関する対応分割では、そこに踏み込んだ回答はなされていない。このことに関しても、移譲が実現されるよう検討をお願いしたい。	
23	B 地対 方に規制 制緩和	央	地域団体商標の申請手続の簡略化	地域団体商標の周知性に 係る出願人所在地以外的 超道府県については情報 提供のみを行い、照会を廃 止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を 満たさないことから、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知され ているか照会されている。 しかし、他部道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添 传するには、地方新聞能などのメディア報道実績や事業者が配布している。シフ シア・シア・学の広報物の回付状況を調まする必要があるが、当該実績があった。 としても原理性を判断するこは難し、またお田原人が管理を域内で活動しているか もしても原理性を判断するこは難し、またお田原人が管理を域内で活動しているか も不明なため対応が困難であることから情報がないとして回答するしかない状況で ある。 表述としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を 廃止し、出願人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所 在地である都道府県のみ回巻するものとすることで、各種道府県への照会と各府県 における対応、とりまとめ作業を省力化し、手続きの迅速化を図る。	商標法第7条の 2 配標法第77条 第2項 第2項 第2項 2項 直面答 項(コ) (1)	(特許庁)	京都府 兵庫県、徳島 県		手続の簡略化及び時間短縮に向け、引き続き制度改正の前向きな検討をお願いする。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
東温市	○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は券少であるためその傾向が強なると思われる。従来は地方事務局が画態等していく。② (創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導や子の後の銀練技技が担保されていない。とに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問し面談していた。)	【全国知事会】 中小企業の新たな事業の創出への支援は、 都道府県の関与を強化して地域の実情を適 切に反映するとともに、都道府県が実施する 事業と適切に連携することはって、より効果 を上げることができる。都道府県が実施する 中小企業の新たな事業の割出に関する事業 との連携を図り効果を最大限に発揮する程度、 かに問題があるため、創業女援事業計画配 設定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業 計画に基づば輸助金については自由度をでき るだけ高めた上で、都道府県を実施主体にす るか、都道府県に交付すること。	が発生を定める性度が反射に行れて、手物・体験を助連用がにも残譲するへきにはないが。 の 創業補助をこついて、第1次とアリングで指摘したとおり、今後の創業補助金の予算編成 過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り 検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。 の 創業支援事業計画設定権限の都道府県への移譲について、第1次にアリングにおいて、 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。 〈「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」〉 ① 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府棋に創集支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府棋に創集する。 ② 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ③ 創業等に要する経費に対する補助(地域需要過差型起来・創業促補制助会)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。 ① [こついては、26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援こついて「平成27年2月日日付総行政10号))。②については、現在、報算要求中の平成28年度予算事業において、地域審査会を設置し、都道府県が関与する方法を検討しているところ。
福岡県	○ 同様の支障事例がある(他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、 照会に添付されている回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を判断 することは難く、また出願人が管轄区域内で活動しているかも不明なため、情報がないとして 回答するしかない状況である)。			

	提案	区分	相索事体				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
116	B 地対に する規制 制緩和	典	立地地域共生交 付金の交付対象	興計画に基づき交付される ものであるが、入札減定にあるが、 ものであるが、入札減定により、 の計画総名割乗組のに充当のない。 は、他の関係を引き、 で交付限のこ本能が設立地則第2条 乗33項に規定する大財に 東33項に規定は 承認が必要な地域振興計	【支障事例】 現行制度は、果が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、人札減少金が生じ、執行額が事業ことの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。(当交付金は、同交付金を付規則等な等33項こ定める地域振興計画に基づき交付されるものにあり、未果の場合、核燃料サイクルを付金では基金を造成しているのに対し、共生交付金は当該年度での実施事業毎年間にている。のに対し、共生を受けるは当該年度での実施事業毎年間にている。のに対し、共生を受けるには当業年度にの実施事業のと申請している。の前別込んだ場合には、基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当美積額が計画級を削込んが場合には、そり、その年度のその事業の交付金充当美積額が計画級を削込んが場合には、そり、その主じなことができることになっている。 現在のところ、地域振興計画書に位置付けた個別事業ごとの交付金充当額に変更は生じていないが、今後、事業最終年度に入札減少金が発生し、個別事業での事業費に売当も出しまわず、他別事業にで高端の流用ができなければ、サイクア交付金配間様に、交付限度額(25億円)どおりの交付を受けることができない懸念がある。) [効果] 大臣の承認が必要な地域振興計画の承実施事業に十分が活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資することができる。	原子力発電施設立村金板 設立村金交付 規則第3条	経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県	現行の交付規則第9条第3号にて対応可能である。 【参考】原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則(抄) (交付の条件) 第九条、経済産業大臣は、第八条第一項の規定による交付金の交付の決定をする 場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受ける べきこと。	特になし 【参考】 経済産業省からの第1次回答を踏まえた同省への照会と回答は次のとおり。 ■照会内容 共生安付金交付規則の象3号で対応可能ということは、変更承認申請により、入札 減少金を他事業に充当することも可能ということが、他域振興計画において各事 業ごとに配分した交付金充当額を変更できるという理解でよいか。) ■回答 文付金事業実施交付年度(事業終了前)において、地域振興計画及び交付決定 の変更承認を受ければ、入札減少金を他事業に充当することも可能です。	
117	B 方に対象を表現しています。 B 方に対象を表現しています。 B 地域の表現を表現しています。 B 地域の表現を表現しています。 B 地域の表現を表現しています。 B 地域の表現を表現しています。 B 方に対象を表現しています。 B 方にも、 B 方にも B うにも B うにも B うにも B うにも B ら B ら B ら B ら B ら B ら B ら B ら B ら B ら	興	核燃料サイクル交 付金の交付対象 事充当	当交承には果が作成し、 国の承面は果が作成は振 果計画と整づき交付さかせばれる を対する。 の計画をあるが、は、 が生じ、執行額が上のであるが、 な受けないでする。 な受けないでするでは、 を受けないでするな振 を受けないでするな振 を受けないでするな振 を受けないでするな振 を受けました。 などのであるな振 を受けました。 などのでは、 などのでと、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでと、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでは、 などのでと、 などのでと、 などのでと、 などのでと、 などのでと、 などのでと、 などのでと、 などのでと、 なと、 なと、 なと、 なと、 なと、 なと、 なと、 なと、 なと、 な	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ことの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額とおりの交付を受けることができない。(当交付金は、向交付金受けることができない。(当交付金は、向交付金受け規則第3条第3項に定める施域展別計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を取り開すことによって、地域振興計画に定めた事業を実施している。基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績級が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んが額については、地域振興計画の変更により翌年度以際の両事業に売当することができることに立つている。しかし、平成22年度の伊方前の防災行政無機整管事業に要する財源は、平成31しか、平成22年度の伊方前の防災行政無機整管事業に要する財源は、平成31しか、平成22年度の伊方前の防災行政無機整管事業に要する財源は、平成31上が、平年度事業であったため、翌年度以降に活用することができず、国本を選定しており、限度額を指ありの変付を受けることができない見造してあるため、本制度は30億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、関度額を指わり交付を受けることができない見造してあるため、本制度は30億円を限度として交付されるものである。本制度は30億円を限度として交付さるようにでしていたざきたい。(70集別、大田の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、文付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の技燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。	核燃料サイクル 交付金交付規 則第3条	経済産業省(資源エネルギー庁)		現行の交付規則第8条第3号にて対応可能である。 【参考】核燃料サイクル交付金交付規則(抄) (交付の条件) 第八条 経済産業大臣は、第七条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。		

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	【全国知事会】 電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係他方公共団体の自主的、弾力 的な活用が可能となるよう制度の改善 拡充 を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により 対応可能」となっているが、事実関係について 提案団体との間で十分確認を行うべきであ る。		
	【全国知事会】 電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		

提案区分						制度の所		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
管理番号 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
B 方 3 数 4 地 対 3 x x x x x x x x x x x x x x x x x x	用(農 地除	地域派典督広にの	目的規則を述べば、法格学 地域振興等を開発されば、法格学 地域振興等を保定する必要 いかあるが等を複数型があるさればなかも画等等を複数型があるさればない。 はなから画等等を複数型があるさればない。 かり、地方の負担軽減を図る し、以方の負担軽減を図る ・計画の栽通性、・計画策大学の調整を ・計画なたが、を発力を表示しています。 ・計画なたが、を表示しています。 ・計画なたが、を表示しています。 ・計画なたが、を表示しています。 ・計画なたが、を表示しています。 ・計画なたが、を表示しています。 ・計画なたが、またいます。 ・計画なたが、またいます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する 自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地 方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定 する必要があるほか、果・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保でき 様する場合があるほか、果・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保でき ず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示され る記載例等を誘み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目で あっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただき たい。	過促注条・1 地林 と 第 3 3 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	土農省省本 经		刑的明旨としての小しする寺、地方公共団体の具担を牲成するように方のていると	計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定す ものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違 いはないことから、関係府省から法律でよりに示される技術的助意に沿って計画を策 定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。 また、事務手様きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が 地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協議が編練することなども数定されるこ とから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年 後にも今年度と同様の状況が想定される。 【半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的勘言といただいているところであるが、記載項目の助言は、	有(5法比 較表)

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
北海道、富山県、豊富山県、豊富山県、豊富山県、東山県・東山県・東田県・東田県・東田県・東田県・東田県・東田県・東田県・東田県・東田県・東田	・H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付)	【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量 を減少させる観点から、提案団体の提案の実 現にむけて積極的な検討を求める。		【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとしたい。 ・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と箇明のがにした一覧策には、ままで、現在においても各法律に共通する項目であって、実施されら順であるまた、現在においては、というに、自様のでは、というに、といが、あわせて地方公共団体の事務としているととつであるが、その旨を通知することにより、あわいまりまがげない連用をして担口の程は、関係所省のスケジュールを取りまとめた・計画策定手続きのスケジュールについては、関係所省のスケジュールを取りまとめた・計画策でお示はしいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画のを開計画の表が変に、任意のタイミがで行うものであり、また、市町村が行う本計画のため、では、世間のスケジュールの際には、市町国のスケジュールの際には、市町国のスケジュールの際には、市の場では、大阪で、改定の際には、市の場では、大阪で、大阪で、対域会は制定では、対域会は制定では、対域会は制定では、対域会は制度では、対域会は制度では、対域会は制度では、対域会は制度では、対域会は制度では、対域会は制度では、対域を関する路計画の方のような総会は制度では、対域を関する路計画の方のような総会は制度では、対域を関する路計画の方のような説は、対域を関する路計画の方のような説は、対域を関する路計画の方のような記述をは、対域を関する路がは、対域を関する路計画の方の方は、対域を関する路計画の方の方は、対域を関する路が表が、対域を関する路が、対域を関する路が、対域を関する路が、対域を関するといるが、対域を関する路が、対域を関するといるが、対域を関するといるが、対域を関するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる

	提案区	分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	⊠分 :	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
326 方	地対規地に対対が	(農)除	地域振興各法に続ける計画策定手続ける計画を	日的に郵配とされたいかゆる 地域振興等を策定する必要 地域振興等を策定する必要 があるが、自一地域で類か の計画等を複数定があきため、各計画等等を複数形成さけ ればなら計画等等を実態があるさため、各計画等策半を図 し、以下の負担軽減を図 こと。 ・計画配載項目の共通様式 化によるを可単化・・計画次定時期が重複した 場合のスケジュール等の調 整	「以降寺例 採内市町にナリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、最大4計画を策定する自治体もあり計画でが以下を大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり地方創生」の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島援興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、果・市町村内の関係譲に服金する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を誘み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省下が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】	過程等等、 1 世界 1 世	土農省 主農省 主農省 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		間的余裕があると考えている。また。これにより難い場合は個別に相談に応じているところである。仮に、里複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定時期の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助賞としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限ととして制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容	計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定を地域の振興策の計画を策定する ものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違い はないことから、関係所省から法律ごとに示される技術的助意に治って計画を策定 することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。ま た、事務手続きのスケジュールについては、過避法等3法に係る計画策定作業が 重なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる 地方公共同体もあり、F内の関係部署との協議が編集することなども想定されるこ とから、関係所省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年 後)にも今年度と同様の状況が想定される。) 【半島振興法、観島振興法】 関係所省から技術的助意をいただいているところであるが、記載項目の助言は、 チェックリスト(箇条書き)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式 には具体的な記入例をお示しいただきたい。	有(5法比 較表)

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
北海道、富山県、豊富市 高、萩市、宇和島市	〇条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。 それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、道・市町村内の関係課に照金する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大たなる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記を対今等を読み込む要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。〇条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があり、行。一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。〇条件不利地域等の振興を目的に制度を対してほしい。〇条県においても、県内16市町村の方53計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。「3計画策定12市1町 〇連林展興、特定農山村 3市2町 〇山村振興、特定農山村 3市2町 〇山村振興、特定農山村 3市2町 〇山村振興、特定農山村 3市2町 〇山村振興、半島振興計画第1次家提出期限 国からの意見への対応、庁内での調整・県内市町との再調整・1十27.10 半島振興計画第2次家提出期限 国からの意見への対応、庁内での調整 県内市町との正式協議の公文写しを添付)(漁蔵方針・計画)・1427.15 連成方列・計画策定についての通知 過域方針・計画)1427.15 連成方針・計画策定についての通知 過域方針・設定について作内での調整 市町に通路と目の課金計画策定についての通知 過域方針策定計画策定について作業依頼・1427.1020 過疎方針正式提出 中間は12月舗金を目後に通床計画変についての通知 過域方針策計画変に通い体制を決定が表しままた。市町においては、地方版を含酸的策定が上で、近日、連球上で、10年の登場では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の経験では、10年の表し、10年の経験では、10年の表しに、10年の経験では、10年の表しに、1	【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量 計画の変定ながら、提案団体の提案の実 現にむけて積極的な検討を求める。		【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余格をもって次のとおり対応するよう、努めることとしたい。 ・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づを計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有項項目をあて、現在においても、各法律に共通する項目と固有項項目をあて、現在においても、各法律に共通する項目と固有の項目をあり、このに同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分につとにより、あわけて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・計画策を示すこととする。 【特定農山村法】 計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要となる等の機会は想定されない。また、市町村付方本計画の作成・改要となる等の機会は想定されない。また、市町村付行な手間の作成・改要となる等の機会は想定されない。また、作成・改定の際には、市前村は都道府県知事とのみ協議を行うはのとり、国的をらに、作成・改定の際には、市前村は都道府県知事とのみ協議を行うは定り、国的さらに、作成・改定の際には、市前村は都道府県知事とのみ協議を行うは思り、国的さらに、作成・改定の際には、市前村は都道府県知事とのみ協議を行うよらな機会は制定さらに、作成・改定の際には、市が村は都道府県知事とのみ協議を行うまのであり、以上がら、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うよった議算、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。